

## 第19回滋賀県自治創造会議での議論概要

1. 日時 平成26年2月10日(月)14時~16時
2. 場所 湖南市市民学習交流センター(湖南市西峰町1番地1)
3. 出席者 知事、12市町長(欠席:大津市長、草津市長、長浜市長、米原市長、愛荘町長、甲良町長、多賀町長)  
(説明員:健康福祉部長、土木交通部長)

### 4. 概要

#### (1) 福祉医療費助成制度(65~69歳老人・ひとり暮らし高齢寡婦)について

##### 【滋賀県提案概要】

平成26年4月から70歳~74歳の医療費患者負担が本則の2割に引き上げられることにより、65歳~69歳の低所得老人の負担(1割)と不均衡が生じることから、これまで市町と協議を進めてきた。

- 県としては、65歳~69歳の本人負担をこれまでの1割から2割に引き上げたいと考えている。また、経過措置を設けず、一定の時期に制度見直しを行いたい。
- 見直し時期については、十分な周知期間や市町のシステム改修等を考慮すると平成27年8月が適当であると考えているが、各市町の条例等の手続きが可能であれば、平成26年8月に実施できればと考えている。

##### 【守山市(市長会社会文教部会)発言概要】

- 市長会の社会文教部会で論点整理した内容について、制度の見直しで考慮すべき点は、次のとおりである。医療費負担軽減措置は滋賀県独自の取り組みとして県および市町が連携して実施してきた、消費税引き上げに伴う増収分は福祉政策の充実に充てるとされている、年齢とともに一人あたりの医療費が増加している。
- これらを踏まえると、案1または案2が望ましい。
- 施行の時期は平成26年8月で県内市町が揃って対応したい。ただし、案1の場合は市町の財政負担を考慮し、案2として、場合によっては市町が独自で上乘せすることで対応できると考えられる。

##### 【市町長発言概要】

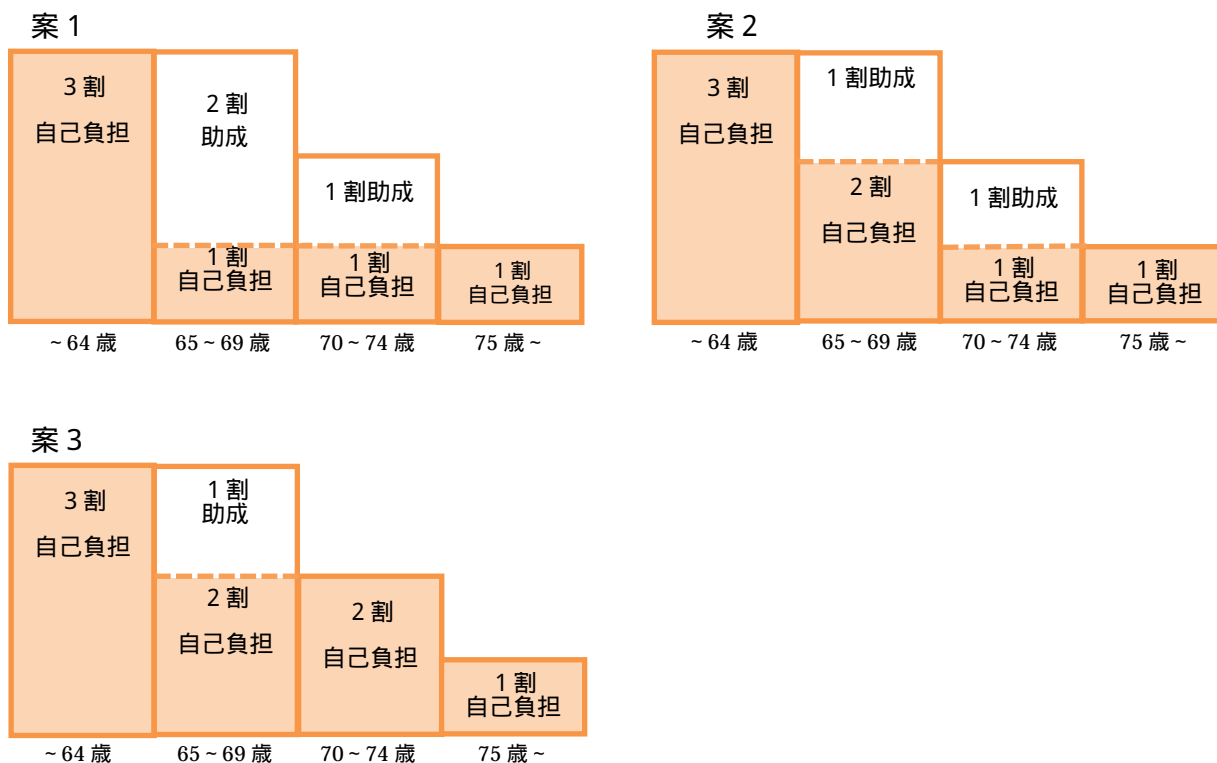
今日決めないと遅い。国はこの4月から制度見直しを予定しており、県が来年度何もしなくても何らかの制度改正が必要である。本日めどを立てて条例改正や予算措置の作業を進めていかなければ間に合わない。知事が平成26年でもよいと言われたので、時期については合意形成ができていると思う。あとは、負担割合の問題である。65歳~69歳が1割、70歳~74歳が2割、75歳以上が1割となるのは不公平で、放置しておけないし説明もつかない。高齢者については県内統一の制度としたい。できれば案1とすべきであるが、財政負担や公平性を考えると案2もある。

- 6町では担当者間で議論している。財政負担を考えると案2がよいかと思う。このような集まりで決めておかないと、足並みが揃わない可能性もある。分かりやすく、窓口の職

員が住民への説明に苦勞しない見直しとしていただきたい。  
 住民に理解していただける制度に見直すべきであり、県の案（案3）では不十分である。  
 今の財源を有効利用して全体として後退させないことがよい。  
 大きな市（大津市）が案2でよいと言っている。問題は県がどう考えるかである。  
 福祉医療費の拡充に財源を充てることが、すなわち介護予防等他の施策を犠牲にするとい  
 うことではない。  
 平成26年8月の開始について、当市では6月議会で対応が可能である。県と市町がしっか  
 り連携をして進めていくべきである。  
 平成26年4月から7月までは、65歳～69歳が1割、70歳～74歳が2割、75歳以上が1  
 割という不整合の生じる人が出るため、周知を徹底する必要がある。  
 4か月分の不整合を、市町が独自で措置した場合に県が裏打ちしてくれるのか。  
 当町としては、財政措置することまでは考えていない。

【知事発言概要】

高齢社会の中で高齢者施策をどうするか議論する必要があるが、今回は差し迫った問題で  
 ある。  
 当事者や様々な団体への周知が必要であり、見直し時期を平成27年と提案したが、市町が  
 平成26年8月でできるということであれば、県としてもかまわない。  
 負担割合は、財源を福祉医療費だけではなく、介護予防等様々な高齢者施策に使いたいと  
 思い提案したが、市町で福祉医療費に使ってほしいということであれば、県としては案2  
 で予算を確保したい。



## ( 2 ) 国直轄による主要河川の管理について

### 【竜王町提案概要】

県内の一級河川は、瀬田川、野洲川等の一部を除き大半が県管理となっているが、ここ数年異常気象による河川の氾濫で甚大な被害が続いており、河川管理において高度な技術を要する河川が県内にある。

日野川の場合、河川改修が中流部まで到達するには今後も膨大な予算と相当な年数を費やすことが予想され、技術的にも国直轄で管理していただくことが流域治水の「ながす対策」の一層の推進に繋がると考える。

県内の一級河川の管理区分に関して、どのように国と調整されるのか等に関して意見交換したい。

### 【知事発言概要】

平成 25 年 11 月に直轄道路・河川に係る都道府県等への権限移譲に関する意向調査があった。県としては、市町からの要望や台風 18 号の被害状況を踏まえ、改修事業の一層の促進を図るため日野川と野洲川を要望した。

また、丹生ダムに替わる治水対策として姉川、高時川の河川改修を進めるのであれば、トチノキ巨木林群などの貴重な自然環境の保全も含めて国の責任において実施されるよう、要望した。

今後は、国の動向を見ながら市町からの要望も踏まえて、機会あるごとに直轄事業化を国に対して要望していきたい。

### 【市町長発言概要】

直轄化の要望は従来から我々も言っていたので賛成であるが、関西広域連合の考えと整合がとれるのか。また、国土交通省へ回答したときに知らせてほしかった。地元移管と言っていたことから 180 度転換するもので、県の河川行政の説明が必要である。

「丹生ダムに替わる治水対策として」と説明されたが、丹生ダムに対する方針は早くから決めていたのか。

関西広域連合のスタンスが変わったのか。野洲川は直轄化した。草津川は直轄化して改修したが、指定区間に戻っている。琵琶湖は直轄化するのか。

### 【知事発言概要】

関西広域連合は、財源、職員、事務権限を「まるごと移管」することを求めている。財源、権限を含めて住民に近いところで管理する方向は変わっていない。ただし、現行制度の中で財源等を考えると、国のほうが予算規模が大きいいため、県の負担を考えたうえでの要望である。県の河川政策は変わっていない。

丹生ダムについては、ずっと担当者で議論してきたもので、そのような可能性もあるとして出したものであり、先取りしていたのではない。

琵琶湖は歴史的な経緯があり、県が管理するという考えは変わっていない。環境保全や生態系を考えると、県が維持管理するのが望ましい。

### ( 3 ) 瀬田川洗堰の操作のあり方について

#### 【野洲市提案概要】

琵琶湖の水位を安定化することができないか。例えば洪水期の基準水位を下げてはどうか。マイナス 30 センチをマイナス 50 センチにすれば 20 センチ分安定水位として確保できる。また、プラス 1.4 メートルとマイナス 1.5 メートルの変動幅を縮めると全体のリスクが下がるし、生態系にもよい。

下流で水が不要であり丹生ダムが不要であるならば、琵琶湖の水も不要と言ってもらえれば、水位を下げて治水の安全と生態系の保全が確保できる。

県漁連は水位を上げてほしいと言っているが、本心は水位の安定化である。船はマイナス 1.5 メートルまでは問題ない。

これらを利水府県に提案してほしいというのが平成 25 年 11 月の提言であったが、関西広域連合での議論は、瀬田川洗堰の操作権限や操作マニュアルの検討となっており、提言の趣旨と違う。

#### 【市町長発言概要】

台風 18 号の際、大中の干拓地で琵琶湖の水が逆流して被害が発生した。排水ポンプの能力が低下していたので、次に同じことが起こったら行政責任が問われかねない。

漁業や生態系に問題がないのであれば、琵琶湖の水位を下げてほしい。関西広域連合では、瀬田川洗堰の操作の移管が前提でなく、まず情報交換をしていただきたい。下流の理解を得たうえで国の管理の元で水位を下げてほしい。

市長会から大戸川ダムの必要性について再検証をするよう提言しているが、県は現時点で大戸川ダムの必要性について検証しないのか。

市長会の提言についての県の考えを聞かせてほしい。日頃から琵琶湖の水位を下げていたら台風 18 号の被害は防げたのではないか。県民の安全を総合的に守っていくために、関西広域連合でどのような議論がされているのか。県は市長会の提言をどのように取り組もうとしているのか。

市長会の提言は台風 18 号の前から言っていたことである。県として問題意識を持って課題整理してほしい。下流で水がいらないのであればどこまでいらぬのか。直接の利害関係者である国、県、市で議論してほしい。

滋賀県だけが水没するかもしれないということでよいのか。

台風 18 号で被害が発生したことについてどう考えているのか。これ以上の降雨では人命にかかわるので早急な対策が必要である。下流で利水がいらぬのであれば琵琶湖の水位を下げるのがよいと思うが、県はどう考えているのか。水位を下げるるとどのような支障があるのか。

渇水になったときがあったが、被害があったことは記憶にない。被害について科学的に数字を出してほしい。台風 18 号は去年 9 月に起こったことであり、1 日も早くスピード感を持って対策を考えてほしい。

#### 【知事発言概要】

台風 18 号では、平成 4 年に瀬田川洗堰の操作規則が制定されてから初めて全閉され、湖岸の浸水の問題が出てきた。関西広域連合では、台風 18 号で何が起こったのか情報提供したところである。下流の自治体では、洗堰操作等の経緯について理解が十分されていなかった

たので情報共有した。関西広域連合の中に琵琶湖・淀川流域について研究するチームをつくることを提案している。

台風 18 号により琵琶湖沿岸部でどのような被害が起きたのか、新年度予算で県として検証する。

関西広域連合では操作権の議論は進んでいない。そもそも国は簡単に応じない。台風 18 号で何が起きたのか、操作規則の合理性を議論しようと述べた。

大戸川ダムを検証は国が行うものであり、県は 10 年確率の河川改修を急いで進めており、その先は国との議論が必要である。

総合的に県民の命を守るのが流域治水政策であり、ハードで守りきれないところはソフトで守っていくのが流域治水の考え方である。

台風 18 号のようなことが起こった際の対応について、全力を挙げて経過を調べて次の対策を考えていきたい。市町と協力して進めていきたい。

水位が 102cm 増えたうち、90cm は集水域に降った雨で、10cm 程度が洗堰全閉の影響である。

水位が下がることの影響としては産卵ができなくなることや水草が繁茂することである。生態系や船の就航など多面的に調べることが必要である。